

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和 4年 9月 1日 至 令和 5年 8月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 赤星徳真会松永皮膚科
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市浜町7番23号
- (3) 設立認可年月日 平成 4年 3月 23日
- (4) 設立登記年月日 平成 4年 4月 1日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	赤星 吉徳	
理 事	赤星 庸子	
同	池田 真希	
同	赤星 真央	
監 事	小川 慈子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	松永皮膚科	長崎県長崎市浜町7番23号	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (3) 収益業務 (社会医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年10月25日 令和 3年度決算の決定

令和 4年10月25日 令和 4年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(7) そ の 他

該当なし

法人名 医療法人 赤星徳真会松永皮膚科
 所在地 長崎市浜町7番23号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和 5年 8月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	149,367	I 流動負債	9,957
II 固定資産	497,990	II 固定負債	25,625
1 有形固定資産	441,932	負債合計	35,582
2 無形固定資産	75	純資産の部	
3 その他の資産	55,983	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	601,775
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	611,775
資産合計	647,357	負債・純資産合計	647,357

法人名 医療法人 赤星徳真会松永皮膚科

※医療法人整理番号

所在地 長崎市浜町7番23号

損 益 計 算 書
(自令和 4年 9月 1日 至令和 5年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	162,369
2 事業費用	168,337
本来業務事業利益	△ 5,968
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 5,968
II 事業外収益	12,953
III 事業外費用	271
経常利益	6,714
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	6,714
法人税等	750
当期利益	5,964

様式 2

法人名 医療法人 赤星徳真会松永皮膚科

※医療法人整理番号

所在地 長崎市浜町7番23号

財 産 目 録

(令和 5年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	647,357 千円
2. 負 債 額	35,582 千円
3. 純 資 産 額	611,775 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	149,367
B 固 定 資 産	497,990
C 資 産 合 計 (A+B)	647,357
D 負 債 合 計	35,582
E 純 資 産 (C-D)	611,775

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 赤星徳真会松永皮膚科

理事長 赤星 吉徳 殿

私は、医療法人赤星徳真会松永皮膚科の令和4年会計年度（令和4年9月 1日から令和5年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年10月26日

医療法人赤星徳真会松永皮膚科

監事 小川 慈子

